

令和6年4月 第26回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 4月 25日 (木)				
開催場所		リリックおがわ2階 会議室1、2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 35 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2 時 10 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

## 議案日程

### 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（素案）について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年4月第26回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は欠席者はおりません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号10番「永田宏」委員、11番「神田治雄」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。  
(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。

残りの1要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、新規就農者である譲受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

譲受人は小川町にお住いの45歳。主な作目構成はじゃがいも、さつまいも、パクチー、らっきょうです。

営利目的ではなく家庭菜園として農地を耕作される予定です。

農業経験はなく、現在は自営業の代表取締役に就任されていますが、農地取得後は奥様と2人で家庭菜園をしたいとのことです。

なお、農機具については草刈り機を一台所有しているそうです。

譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

事務局

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

議長

それでは調査担当区の大河地区委員より、現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員

5番笠原が報告いたします。4月20日の日に農業委員3名、推進委員2名、計5名で本人にも立ち会っていただき現地調査を行いました。現地はまだ草が生えており、農機具についてはしばらくリースでやりたいとのことでした。周辺の農地経営者にも了解を得ています。本人はやる気でいますのでよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

はい。

議長

はい。河村委員。

7番河村委員

7番河村です。この方は農家じゃないということですが、下限面積が撤廃されて農家という定義がどうなってしまうのか疑問なのですが。農機具もリースされるとのことですし、農業経験もないことですよね。売買ということは買うということだと思うんですけど、農家じゃなくても大丈夫なんですか。

議長

法律が代わり下限面積要件がなくなりましたので、先月の議案でも出たかと思うのですが今はどなたでも農地が買えるようになっていました。家庭菜園であっても農地を農地として利用していただけるということはいいことなのかなと思います。農家というくくりが取得要件ではないということです。

7番河村委員

じゃあ農家じゃなくても今は農地を買えるわけですね。

議長

そうです。

7番河村委員

わかりました。あと、新規就農者の面倒は農業委員がみるのですか。

議長

家庭菜園ということですので困ったら周りの人に聞けば何とかなる規模かと思いますが、本当に困ったときには地域の農業委員さん等にお聞きいただければと思いますのでよろしくお願いします。

7番河村委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

ほかにありますか。

3番関口委員

はい。

議長

はい。関口委員。

3番関口委員

3番関口です。この面積だと何年か経つと宅地になってしまうのではと心配なのですが。

議長

たしかに転用については心配もありますね。事務局いがかでしょうか。

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

事務局 事務局です。転用の懸念は以前から皆様にもお声をいただいておりますが、今回は耕作を目的とした取得として申請されており農業委員会としても今後耕作をしていくことに着目し審議をお願いいたします。また、県の方からも3年3作という指導をされておりますので、そこは徹底して事務局から受人にお話させていただきます。以上です。

議長 ほかになにかありますか。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮ることです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣地耕作者の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 それでは調査担当区の竹沢地区委員より、現地調査報告をお願いします。

推進委員新井邦男委員 推進委員の新井が報告いたします。4月22日8時30分に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現調調査を行いました。申請地は現在耕耘された状態でした。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなど、権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を使用貸借して店舗兼作業所敷地（農地以外）に転用を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額融資で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしくお願ひします。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番島田委員 2番島田が報告いたします。4月20日8時30分に農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。農地を転用して店舗及び駐車場にするとの申請ですが、造園業ですので現在植木栽培用の土地であり、一部伐根して整地されておりました。申請地は高低差のある土地なのですが、そこにある土を均して使うとのことで、他から持ってきて盛土等はしないとのことです。排水についても水利組合の同意書が添付されており、周辺農地への影響もないものと思われます。現在道路を挟んで反対側に重機等がおかれていますが、事務所ができたらそちらに止めるところで、重機の盗難についてもよくなるのではないかとおもいます。以上です。

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入れます。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
	なお、議案第2号、議案第3号は許可権者が埼玉県になりますので、2件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
	つづきまして日程5、議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（素案）について」を上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号、小川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（素案）について「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（素案）について、承認を求める」とのことです。
	「農業委員会による最適化活動の推進等について」という農林水産省からの通知に基づき、各農業委員会は最適化活動の目標設定をすることとされております。
	この目標の作成については、農地利用最適化交付金の事業実施要件にもなっており、小川町農業委員会でも、毎年目標を設定し、その公表と県への報告をさせていただいております。
	なお、最適化交付金の事業要件につきましては大きく3つあり、
	1つめは最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告を行うこと。2つめは農地情報公開システムの情報を適正に更新していること。3つめはや無負えない事情がない限りひと月の活動日数が0日である委員がいないこと。とされており、このすべてを満たすことが実施要件となっております。
	それでは別添の議案第4号（資料）をご覧ください。
事務局	最適化活動の目標設定の中では、農業委員会の状況や農地の集積、遊休農地、新規参入者数など、現在の状況と今年度の目標について記載しており、目標値は昨年並みに設定させていただきましたが主な変更点についてご説明をさせていただきます。
	まず、1ページ目の新規参入法人を6から5に変更しています。これは町内の適格法人であった1法人について、現在は小川町内に農地を経営していないため、数から抜かせていただきました。
	2ページ目の最適化活動の目標②目標値、また一番下の「新規発生遊休農地の解消目標について」は昨年同様となっております。
	3ページ目の真ん中あたり「最適化活動の活動目標」の一人当たりの活動日数も昨年と同様6日とさせていただいております。これは先にお話した最適化交付金を算定するための評価点が6日以上の活動で1点付与されるため、6日を目標とさせていただいております。

# 令和6年4月第26回総会

## 第26回定期総会議事録

なお、今回この目標をご承認いただきましたら、ホームページにて公開、また県へ報告させていただきます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第4号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程6、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番について報告いたします。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

つづきまして日程7、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

## 令和 6 年 4 月第 2 6 回総会

### 第 2 6 回定期総会議事録

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和 6 年 4 月第 2 6 回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後 2 時 10 分です。